

8 体験型科学教育事業
「つくばSTEAMコンパス」業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年(2026年)3月

つくば市

1 公募型プロポーザル方式を採用する目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、『8体験型科学教育事業「つくばSTEAMコンパス」業務委託』（以下「本業務」という。）事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

本業務により、本市の強みである「科学技術」を教育に活用するというコンセプトのもと、科学教育の機会の増加及び質を向上させる取組を行い、「つくばならではの体験型の科学教育」を提供するに当たって、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を特定するものとする。

2 業務概要

(1) 委託業務名称

8体験型科学教育事業「つくばSTEAMコンパス」業務委託

(2) 業務内容

別紙『8体験型科学教育事業「つくばSTEAMコンパス」業務委託仕様書』のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

(4) 提案（見積）限度額

5,968,000円以内

※消費税及び地方消費税を含む。なお、税率は10%とする。

3 参加資格

参加資格を有する者は、この公募開始の日から契約締結までの日において、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。なお、共同企業体を構成する場合には、代表者を選定し、申請者は代表者とする。この場合、すべての構成者が次に掲げる事項を満たす者とする。また、構成者のすべてを示した資料（任意の様式）を添付すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

- (6) 次の国税及び地方税に未納がないこと。
- ア 法人の場合
国税（法人税、消費税）、本店所在地分の都道府県税（法人県民税、法人事業税）
 - イ 個人事業主の場合
国税（所得税、消費税）、本店所在地分の都道府県税（個人事業税）
- (7) 共同企業体として参加する場合には、次の各号の要件を満たすこと。
- ア 構成員の数は、2又は3であること。
 - イ 構成員の出資比率の下限は、2者の場合は100分の30、3者の場合は100分の20とすること。
 - ウ 構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
 - エ 各構成員は本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

また、この公募の日において、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体を構成する場合には、代表構成員が以下(1)～(2)を満たし、且つ構成事業者のうち少なくとも一つの事業者が(3)を満たさなければならない。

- (1) 国、法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する公共法人又は地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する指定管理者と元請として科学分野を含む教育関連のイベントの契約（指定管理者との契約の場合は、指定管理者として契約したものに限り。）を締結し、履行した実績を有すること。
- (2) 管理責任者（3か月以上継続して雇用している者に限る。）は、国、法人税法に規定する公共法人又は地方自治法に規定する指定管理者(指定管理者との契約の場合は、指定管理者として契約したものに限り。)と元請の事業者として科学分野を含む教育関連のイベントに従事した経験を有すること。
- (3) 実務担当者（3か月以上継続して雇用している者に限る。）のうち1人以上が、教育事業の実務の中で、ファシリテーションを行った実績を有すること。

4 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 特定業務共同企業体協定書（様式第1-2）
※袋綴じにして各構成員の印鑑にて契印すること。
 - ウ 会社の概要（様式2）
 - エ 資格要件に係る申立書（様式3）
 - オ 業務実施体制調書（様式4）
 - カ 業務実績書（様式5）
 - キ 本店住所地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る）、法人税及び消費税について未納がないことを証明する証明書（発行日から3か月以内のもの）の写し
 - ク 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- (2) 提出部数
正本1部、副本1部の合計2部提出すること。
- (3) 提出期間

令和8年（2026年）4月21日（火）から令和8年（2026年）5月14日（木）まで
受付時間は、土日祝日を除く9時から16時30分までとする。

- (4) 提出先
つくば市政策イノベーション部科学技術戦略課
- (5) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。

5 参加申込に関する質疑応答

- (1) 提出書類
参加申込に係る質問書（様式6）
- (2) 受付期間
令和8年（2026年）4月21日（火）9時から令和8年（2026年）4月28日（火）16時30分までとする。
- (3) 提出先
つくば市政策イノベーション部科学技術戦略課
- (4) 提出方法
質問は、電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じない。
メールアドレス：sts01@city.tsukuba.lg.jp
※送信後、受信確認のため科学技術戦略課に電話にて報告すること。
- (5) 回答
質問に対する回答は、令和8年（2026年）5月11日（月）を目途に本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

6 参加申込書の審査及び結果の通知

参加申込書の審査を行い、令和8年（2026年）5月15日（金）に参加申込書審査結果通知書を郵送により通知する。なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）とする。問い合わせは電子メールにて受付し、電子メールでの返答を行う。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - イ プレゼンテーション出席者報告書（様式7）
 - ウ 業務工程表（任意様式）
 - エ 参考見積書（任意様式、内訳書も添付すること。）
業務名称及び金額（消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格）を記載すること。
- (2) 提出部数
正本1部、副本9部の合計10部提出すること。

- (3) 提出期間
令和8年(2026年)5月18日(月)から令和8年(2026年)6月8日(月)まで
受付時間は、土日祝日を除く9時から16時30分までとする。なお、受付期間内に
企画提案書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。
- (4) 提出先
つくば市政策イノベーション部科学技術戦略課
- (5) 提出方法
持参又は郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着と
する。)により提出すること。
- (6) 受理の取消
応募した法人等が、参加表明書の提出日から受託候補者の決定日までの間に、次の
いずれかに該当した場合は応募を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。
ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に
本市職員等と接触をもった場合
- (7) その他提出に当たっての留意事項
ア 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとすること。
イ 提出された書類は、返却しない。
ウ 書類提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

8 企画提案に関する質疑応答

- (1) 提出書類
企画提案に係る質問書(様式8)
- (2) 受付期間
令和8年(2026年)5月18日(月)9時から令和8年(2026年)5月25日(月)16
時30分までとする。
- (3) 提出先
つくば市政策イノベーション部科学技術戦略課
- (4) 提出方法
質問は、電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。なお、電話及び直
接来所による質問には応じない。
メールアドレス：sts01@city.tsukuba.lg.jp
※送信後、受信確認のため科学技術戦略課に電話にて報告すること。
- (5) 回答
質問に対する回答は令和8年(2026年)5月29日(金)を目途に本市のホームペ
ージで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施
要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、ま
とめて回答する。

9 提出書類の記載要領

- (1) プロポーザルに係る提出書類の様式
プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。
- (2) 様式の入手方法
様式1から様式8は、市ホームページに掲載する。

- (3) 書類作成時の書式等
- ア 用紙サイズはA 4 縦とし、横書きとすること。なお、企画提案書に限り、用紙サイズはA 3 版の様式をA 4 サイズに折り込むことも可とする。企画提案書は20 ページ以内で作成すること。
 - イ 文字のサイズは12 ポイント以上で作成すること。
 - ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
 - エ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- (4) 様式記入上の注意
- ア 参加表明書（様式1）
提出者の住所、会社名、代表者の氏名及び押印並びに担当者の部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載する。
 - イ 会社の概要（様式2）
 - 商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。
 - 「主たる業種」欄には、会社の主要業種を3～5業種記載すること。
 - 「事業内容」欄には、会社の主要事業の内容とともに、これまでに手掛けた代表的な事業を記載すること。
 - 事業内容を補足する資料があれば、別途添付してもよい。
 - ウ 資格要件に係る申立書（様式3）
記載のある要件を全て満たすことを確認し、住所、会社名、代表者名を記入すること。
 - エ 業務実施体制調書（様式4）
 - 業務実施体制調書には、本業務を担当する者全員を記入すること。
 - 担当する者の経歴年数の欄には、教育関係業務に携わった経験年数を記入すること。
 - 担当する者の手持ち業務の欄には、本業務の参加申込書提出日現在の手持ちの業務を全て記入すること。
 - 記入欄が不足する場合には、欄を追加して記入すること。
 - オ 業務実績書（様式5）
 - 過去3年間（2023年4月1日から2026年3月31日まで）において、本業務の担当者が担当した業務実績を担当者別に記入すること。実績には、教育事業に係るファシリテーション実務の有無についても記載すること。
 - 業務実績が5件を超える場合には、完了日が新しい順に5件記入すること。
 - 記入した業務に関する概要等について、必要があれば添付してもよい。
 - カ 参加申込に係る質問書（様式6）
質問事項1問につき、様式1枚を使用すること。
 - キ 企画提案書（任意様式）
 - 業務の実施方針、業務において特に重視する事項、その他業務上の配慮事項等について、仕様書に基づき分かりやすく簡潔に記入すること。
 - 本契約において実施可能な以下の内容に対する企画案を具体的に記載すること。
 - 1) つくばならでのSTEAM教育イベントの企画提案
 - 本実施要領及び仕様書において記載された条件に適合しない場合は無効とする場合があるので注意すること。

ク プレゼンテーション出席者報告書（様式7）

- プレゼンテーションの出席予定者を記入すること。
- 出席者は3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。

ケ 業務工程表（任意様式）

- 業務の進捗を把握するため、各業務の始期から終期を示すこと。
- イベントについては、開催（予定）日も明記すること。

コ 参考見積書（任意様式）

- 税抜きで作成すること。
- 可能な限り項目別に示すこと。

サ 企画提案に係る質問書（様式8）

質問事項1問につき、様式1枚を使用すること。

10 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 候補者の選定方法

ア 企画提案書等による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。

イ プレゼンテーションは、令和8年（2026年）6月10日（水）から6月16日（火）までの期間に、つくば市役所で実施を予定しているが、詳細は別途通知する。

ウ 出席者は3名以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。なお、オンラインでの参加は認めない。

エ 実施時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。

オ プレゼンテーションは企画提案書又は企画提案書の内容に基づく資料を用いて行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

カ プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価事項
1 業務実績・実施体制 (配点 20点)	1 行政との業務及び科学分野を含む教育関連のイベントの運営実績 2 管理責任者の経験及び業務能力 3 人員配置
2 企画提案書 (配点 65点)	1 体験型科学教育イベントに対する提案内容の適切性 2 内容の新規性・先駆性 3 参加者の学習効果・理解促進への配慮 4 事業の持続可能性 5 スケジュール管理の確実性
3 プレゼンテーション (配点 10点)	1 担当者の取組意欲 2 質問に対する応答
4 価格妥当性 (配点 5点)	1 業務内容に対する費用の的確性

- (4) 審査結果による選定
審査及び評価に基づき、受託候補者として最優秀者及び優秀者各1者を選定する。選定方法は、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」第14条第4項に基づき行う。
- (5) 審査結果の通知
審査結果については、令和8年(2026年)6月中に審査を受けた者全てに対して文書により通知する。最優秀者に選定されなかった者については、審査結果に関する説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を除く。)とする。問い合わせは電子メールにて受付し、電子メールでの返答を行う。
- (6) 審査結果の公表等
審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

1.1 契約締結までのスケジュール

期間	内容
令和8年4月21日(火)	プロポーザル実施要領の公開
令和8年4月21日(火)～5月14日(木)	参加表明書の受付
令和8年4月21日(火)～4月28日(火)	実施要領に関する質問受付
令和8年5月11日(月) 目途	質問への回答(ホームページで公開)
令和8年5月15日(金)	応募者資格確認結果の通知
令和8年5月18日(月)～6月8日(月)	企画提案書の受付
令和8年5月18日(月)～5月25日(月)	企画提案書に関する質問受付
令和8年5月29日(金) 目途	企画提案書に関する質問への回答(ホームページで公開)
令和8年6月10日(水)～6月16日(火) の期間で予定	選定委員会の開催
令和8年6月18日(木) 予定	審査結果の通知(ホームページで公開)
令和8年6月下旬予定	受託候補者と仕様詳細協議、契約締結

1.2 受託候補者との協議・契約

選定された最優秀者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、最優秀者と本市との協議が整わない場合、または最優秀者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として優秀者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- (2) 提出された提案書については、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書は、プロポーザル方式による候補者の選定のために使用し、また複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- (4) 提出された提案書は、つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)の規定による請求に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

1.4 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合

1.5 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 参加者が1者のみの場合においても、審査及び評価の結果が、各審査員の評価点の合計が、全審査員の満点合計（審査員数×満点点数）の50%に満たない場合は、受託候補者とならない場合もある。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

1.6 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市 政策イノベーション部科学技術戦略課

電話：029-883-1111

FAX：029-868-7640

E-mail：sts01@city.tsukuba.lg.jp